

沖縄総合事務局における オープンカウンター方式の実施について

開発建設部管理課において、少額の物品・役務の調達等について、一般競争入札手続を簡略化したオープンカウンター方式を試行的に実施しますので、お知らせします。

1. 「オープンカウンター方式」とは？

法令用語ではなく定義はありませんが、一般的に、カウンターに仕様書等を置いて誰でも参加できるようにするなど、一般競争入札手続を簡略化して行う少額随意契約をいいます。多くの国の機関や地方公共団体等で実施され、「自由参加型見積制度」「参加希望型見積制度」「公開見積」等とも呼ばれています。

2. ポイント

詳細は、オープンカウンター方式試行要領をご参照下さい。

- (1) 誰でも、仕様書等を見ることができ、見積書を提出することができます。
毎週火曜日（当日が祝日の場合は翌日）の13：30から翌週火曜日の13：30まで、管理課のカウンターに仕様書等を提示します。
（当分の間、希望があれば仕様書等をFAXでお送りします。）
見積書は、翌週火曜日（当日が祝日の場合は翌日）の13：30まで（提出期限）に、管理課契約第2係まで、ご提出願います。
提出期限の同日か翌日に見積合せを行い、最低又は最高の価格で見積書を提出した者と契約の締結等を行うこととなります。
- (2) 毎週火曜日に来庁すれば、週1回の来庁で済ませることができます。
（案件がない週も予想されますが、当分の間、お電話等で問い合わせることができます。）
- (3) 庁舎の修繕等急を要する場合等を除いて、少額のをオープンカウンター方式で実施します。主に下記のもの対象となります。（下記の額以上のものは、一般競争入札等を実施し、入札公告や公示等を行っております。）
 - ・ 予定価格250万円以下の工事又は製造
 - ・ 予定価格160万円以下の財産の買入
 - ・ 予定価格 50万円以下の財産の売払
 - ・ 予定価格100万円以下の役務

3. 実施日時及び場所

- (1) 平成21年6月16日（火）13：30から、毎週火曜日に実施します。
- (2) 〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎第2号館4階 管理課のカウンター

問い合わせ先

電話 098-866-0031（代表）

沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 前田善久（内線2356）

契約第2係（書籍は内線2533、書籍以外は内線2531）

オープンカウンター方式試行要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手續を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第99条第2号から第7号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争及び指名競争に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成18年8月25日付け財計第2017号を準用して、同号一(2)の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号(2)の但書の「の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

<参考> 予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)抜粋

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一(略)

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(以下略)

(参加資格)

第3条 本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一 予決令第70条及び第71条の規定を準用して、これに該当しない者

二 九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領(平成13年1月6日付け国官会第22号)」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認められた者

三 見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指名停止を受けていない者

四 内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者

五 予決令第99条第7号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第18条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第16条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

(手 続)

第4条 毎週火曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分から翌週火曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分まで、カウンターで仕様書等を提示すること。

なお、当分の間、希望があれば仕様書等をFAXすることができる。

2 見積書は、前項の翌週火曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分までに、担当者に見積書を提出すること。

なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

3 見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が2名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

<予決令第81条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得(昭和54年4月1日開管理第469号。以下「心得」という。)第4条参照>

4 見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

5 予決令第99条第3号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

6 オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第99条の2及び第99条の3の規定を準用して、見積を行う。

<心得第5条参照>

(見 積 書 の 無 効)

第5条 次の各号の一に該当する見積は無効とする。

一 見積に参加する資格を有しない者のした見積

二 委任状を持参しない代理人のした見積

三 記名押印を欠く見積

四 金額を訂正した見積

五 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積

六 明らかに連合によると認められる見積

七 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積

八 その他見積に関する条件に違反した見積

<心得第3条参照>

(結 果 の 閲 覧 等)

第6条 入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

2 見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。

3 見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

(その他)

第7条 その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。